

提供日 2022/03/31
タイトル 静岡県在宅療養支援ガイドラインの改訂
担当 健康福祉部 健康局健康増進課
連絡先 地域包括ケア推進班
TEL 054-207-8614



入院から在宅療養へ円滑に移行できる体制づくりに向けて 「静岡県在宅療養支援ガイドライン」を改訂しました

1 要旨

県では、医療・介護等の専門職向け支援ツールとして、平成29年3月に「静岡県在宅療養支援ガイドライン」を策定し、入院から在宅療養への円滑な移行など切れ目なく高齢者等を支援する体制づくりに取り組んでいます。
策定から5年が経過し、医療と介護を取り巻く様々な状況が変化していることから、改めて連携体制を強化するよう、ガイドラインを改訂しました。
改訂を契機として、令和4年度から、各圏域でガイドラインを活用した研修や会議を開催し、地域の実情に応じた適切な体制づくりや多職種連携の強化を図っていきます。

2 ガイドラインの概要

入院患者とその家族が安心して病院から在宅での療養に移行でき、その後も住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、基本的なルールを定めた本県独自の支援ツール。

- 【構成】第1章：在宅復帰（在宅復帰の体制づくりのポイント・病院と地域の協働）
第2章：在宅療養（在宅療養における多職種連携）
第3章：看取り（看取りの現状と基本事項）

3 改訂の概要

区分	内容
改訂検討組織	医療・介護の専門職14人で構成する検討委員会で協議、検討 (令和3年度：2回開催)
主な改訂内容	策定以降の状況変化を踏まえた追加、更新等 ・オンラインの活用、地域包括ケア病棟（病床）の活用、病院間の連携等に関して追加 ・数値、規程等を最新の情報に更新 など
配布先等	・県内の病院、診療所、歯科医院、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所、関係団体、市町等へ配布 ・各圏域等の研修、会議等で活用 ※医療・介護サービスの利用事例等を記載した県民向けの「ふじのくに高齢者在宅生活“安心”の手引き」（令和2年3月作成）と併せて活用

4 閲覧方法

静岡県のホームページからダウンロードできます。
(URL) <https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-430/zaitakugl.html>

